

12月は国民健康保険制度の適用適性化月間 国民健康保険の届け出を忘れずに

■国民健康保険への加入

国民健康保険は、74歳までの人で、社会保険（職場の健康保険、共済・船員保険）の被保険者およびその被扶養者を除く全ての人が加入する制度です。

社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。加入が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって国保税が課税されますので、早めに手続きしてください。

※退職した人は、職場の健康保険を脱退した証明書（離職票・資格喪失証明書など）と印かんをお持ちください。

※60歳以上65歳未満で、厚生年金や共済年金の受給者は、年金証書をお持ちください。

■国民健康保険からの脱退

社会保険と国保の両方の保険証を持っている人は、国保の資格喪失の届け出が必要です。

届け出をしないと、国保税と社会保険料の両方を納めている状態になってしまいます。

※社会保険被保険者証、国保被保険者証、印かんをお持ちください。

■社会保険の被扶養者認定

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認

定されることがあります。

社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持し、次に該当する人です。

●被扶養者の範囲

○被保険者と同居していないくてもよい人

- ・配偶者（内縁関係でもよい）
- ・子、孫および弟妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属
- 被保険者と同居していることが条件の人
- ・兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者
- ・孫、弟妹の配偶者
- ・配偶者の父母や子など3親

等内の親族

- ・内縁関係の配偶者の父母と子
- ・内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

●被扶養者の年収の目安

○年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること

○60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること

※給与や年金、失業保険など全ての収入が対象です。

■申告を忘れずに

国保加入者は、所得の申告

が必要です。申告をしないと、

国保税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定の正しい判定ができなくなったりします。必ず申告してください。

▼お問い合わせ先

○国民健康保険の届け出について
町住民生活課

TEL 096・234・1113
(内線106)

✉ klg106@town.kosa.lg.jp

○申告について
町税務課

TEL 096・234・1112
(内線115)

✉ klg105@town.kosa.lg.jp

健康づくり啓発の「肥後にわか」 動画をホームページで公開中！



町では、国民健康保険の財政健全化への取り組みの1つとして、町職員による「肥後にわか劇」での啓発劇を制作しました。

本劇は、町民の皆さんに分かりやすい形で医療費の削減や生活習慣の改善などに取り組んでいただくきっかけとするために、町職員が企画・脚本・撮影・編集を全て手掛けて制作したものです。

町内の行政区で国保財政の健全化に関して説明する座談会などで上映し、ご自身の医療費削減や健康増進について考えていただくようご紹介しました。町公式サイト (<http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>) で動画も公開しています。

また、本劇のDVDは、町教育委員会社会教育課で貸し出しているほか、各行政区にも配布していますので、地域でご活用ください。

町ではこれからも、国保財政の健全化に抜本的に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※写真左は、シナリオ①「孫のお小遣い」で、甲佐町一番のお調子者・ユタカじいさんを演じる町企画財政課・本田豊主事